

20歳になったら 国民年金に加入しましょう

国民年金は、老後の所得保障だけではなく、病気やけがで重い障がいが残ったときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万が一」もサポートする公的年金制度です。

国民年金は、国が責任をもって運営していますので、支給される年金の半分の額が国の税金から負担されるなど、とても有利で安心な制度です。

義務と権利

日本国内にお住まいの20歳から60歳になるまでのすべての方は、国民年金に加入し保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

加入の手続き

学生や自営業者などの方は、20歳の誕生日の前に日本年金機構から届く「国民年金資格取得届」に記入し返信用封筒で返送してください。

保険料の猶予・免除

国民年金の第1号被保険者の平成25年度保険料額は、月額15,040円です。

学生やフリーターで、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となっていると、老後の年金が受けられなかったり、年金額が低くなる恐れがあります。また、「万が一」のときに障害年金が受け取れないなどの思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

国民年金保険料の納付方法として「2年前納（口座振替）」が始まります！

平成26年4月末の口座振替分より、割引額より大きな2年前納がご利用いただけるようになります。

《2年前納（口座振替）のメリット》

- メリット1 2年間で14,000円程度の割引となります
- メリット2 2年前納分の全額がその年の社会保険料控除の対象となります
- メリット3 口座振替を利用することにより、納め忘れを防ぐことができます

2年前納は口座振替のみご利用が可能です。申込期限は毎年2月末までです。詳しくは、岐阜南年金事務所へお問い合わせください。



守りましょう。 自然災害から 大切な命を



昨年8月30日から、「特別警報」の運用が開始されました。特別警報とは、これまでの警報基準を大幅に上回る規模の豪雨や大津波などが予想され、過去に経験したことのないような重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に気象庁が発令するものです。

過去に発生した災害で、気象庁は警報をはじめとする防災情報により重大な災害への警戒を呼び掛けたものの、災害発生の危険性が住民や地方自治体に十分には伝わらず、迅速な避難行動に結びつかない例があり、多

くの犠牲者を出しました。この事実を受けて特別警報は創設され、運用開始後まもなく台風18号が接近した際には、特別警報の発令と共に「ただちに命を守る行動をとってください」という印象的な言葉が伝えられました。

昨年は特別警報が発令された災害においても、多くの死者や行方不明者がでました。特別警報が発令されるのは「数十年に一度」といわれていますが、昨年だけでも数件発令されています。いつ私たちの身に同じような危険が迫るかわかりません。

災害から身を守るために重要になってくるのは、早い情報収集と避難行動です。避難勧告や避難指示は、テレビ、ラジオ、インターネットや地方自治体が運用する広報車、防災無線などにより知ることができます。こうした情報を元に、避難行動に移る時期を判断するのは皆さん自身です。決して「特別警報が発令されていないからまだ大丈夫」というわけではありません。身の安全を最優先に、自ら考えて、早め早めの避難行動を心がけましょう。